

# 認定 NPO 法人と寄付金控除について

2017 年 12 月 14 日 更新

特定非営利活動法人おたまじゃくしクラブは平成 29 年 12 月 14 日に、東京都より「認定 NPO 法人」に特例認定されています。当法人への寄付は、税制優遇措置の対象となっており、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。なお、**優遇措置を受けるためには申告が必要です。**

## ■個人のご寄付の場合

### **【1】 (寄付金額-2,000 円) ×40% の額が所得税から控除されます。**

(税額控除方式)

例えば 10 万円を寄付した場合、

$(100,000 - 2,000) \times 40\% = 39,200$  円が**所得税から控除**されます。

※控除額は、所得税額の 25%が限度です。

※現行の所得控除方式(寄付金控除)を選ぶこともできます。この場合は「(寄付金額 - 2,000 円) × 所得税率」が所得税から控除されます。所得税率が高い高額所得者が多額の寄付をする場合などは所得控除の方がより多くの金額が控除されます。

### **【2】 所得税に加え地方税も控除の対象となります。**

**(寄付金-2,000 円) ×住民税率 10% (都民・県民税 4%+一部の自治体において**

**市民税 6%) が住民税から控除されます。**

例えば 10 万円を寄付した場合、

$(100,000 - 2,000) \times 10\% = 9,800$  円が**住民税から控除**されます。

※ 控除対象の範囲は寄付者住所の条例によりますので、お住まいの各自治体にお問い合わせください。

※ 所得税と住民税を合わせて最大 50%が税額から控除されます。

※ 限度額の計算については、他の寄付額(ふるさと納税など)も考慮して計算します。

## ■法人のご寄付の場合

一般の寄付金の損金算入限度額に加え、別枠で損金算入をすることができます。損金算入分は法人税、地方税が課税されません。

【一般の寄付金に対する損金算入限度額（資本金等の額 x 0.25% + 所得の金額 x 2.5%） x 1/4】 + 【認定 NPO 法人への寄付金に対する損金算入限度額（資本金等の額 x 0.375% + 所得の金額 x 6.25%） x 1/2】を損金として算入できます。

## ■相続財産のご寄付の場合

寄付した相続財産の非課税相続または遺贈により取得した財産を、相続税の申告期限内に当法人へ寄付された場合、寄付をした財産部分には、相続税が課税されません。つまり、相続した額のうちから寄付した金額が、課税価格の基礎への算入から除かれます。

なお、この特例認定に伴い、寄付者名簿を所轄庁および各地方自治体に提出する場合があります。この名簿への掲載を希望されない場合は、当法人までご連絡ください。この場合は、上記の控除対象とはなりませんのでご了承ください。